

放置された空き家は、屋根や外壁などの腐朽・損傷が大きく進む傾向にあります。

**継続した管理や処分をすることが非常に重要**ですが、空き家になってから、家族がすぐにどうするかを決めることは難しいのが現状です。

〔 例：3回忌まではそのままにしておこう。  
お墓がある・思い出の場所なのでとりあえず残しておこう。など 〕

しかし、そういった状況でも月日が経過するごとに、**管理されていない空き家の老朽化は進んでいきます。**

老朽化が進んだ空き家は、**周囲に悪影響を及ぼし地域の悩みの種となります。**

こうした状況を防ぐためには、**元気なうちから、自分達の家をどうするか、ご家族で話し合うことがとても大切です。**



■ より詳細な内容・説明が記載されている国土交通省の「住まいのエンディングノート」もぜひご活用ください。

(web公開あり。日本司法書士会連合会・全国空き家対策推進協議会協力作成)

■ 空き家対策情報は、市HP“空家等対策【全般】”をご確認ください。

「朝来市空き家対策」などで検索

<https://www.city.asago.hyogo.jp/soshiki/27/10358.html>



朝来市都市政策課 079-672-6127 (R6.11)

※エンディングノートには、法的な効力はありません。  
確実な内容とするためには、遺言書などの作成が必要です。



## 朝来市 住まいのエンディングノート

住まいが空き家となった後に放置され、近所や家族に大きな迷惑をかけることが社会問題となっています。

**元気なうちから、将来の住まいの活かし方・しまい方をお考えいただき、ぜひご家族と話し合ってみてください。**



「エンディングノート」は、終活などの目的で、自分の思いを記しておく・整理しておくために作成するものです。

この「朝来市 住まいのエンディングノート」は、住まいについての情報を簡単に記入できるよう、簡易版を市で作成したものです。

記入後は失くさないよう大切に保管ください。



### 🏠 わたしについて

記入日： 年 月 日

名前	
生年月日	
住所	

### 🏠 緊急時の連絡先について

名前	
電話番号	
関係	

### 🏠 わたしがいなくなった後の住まいについて

- ( ) に管理してほしい 市HPで確認可能
- 処分（解体など）してほしい → 【参考】朝来市空家等対応事業者登録名簿あり
- 空き家バンクに登録してほしい → 【担当】市民協働課（あさご暮らし応援室）079-672-1492
- その他 ( )

### 🏠 家族・親族へ伝えたい内容について

例：付き合いのある業者、庭木の剪定依頼先、大切な家財、住まい以外の土地・建物、その他メッセージ など

相続人を整理するため、分かる範囲で家系図を書いてみましょう。  
※配偶者・子以外も自分の相続人となる場合があります。

例：子がない場合は、親が相続人  
子と親が共にいない場合は、兄弟姉妹が相続人 など



### 🏠 家系図

